

平成 23 年 1 月 4 日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号 日本橋西川ビル
インヴィンシブル投資法人

代表者名 執行役員 芝辻 直基

(コード番号 : 8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基

問合せ先 取締役財務部長 瀧澤 英司

(TEL 03-3272-7311)

期限の利益喪失事由発生の可能性に関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、その借入金の一部につき、財務制限条項への抵触を猶予期間内に解消することができず、期限の利益喪失事由が発生した可能性がございますので、お知らせいたします。

本投資法人のタームローン（平成 21 年 11 月 19 日付タームローン契約（その後の変更を含み、以下「本タームローン契約」といいます。）に基づく借入れ（以下「本タームローン」といいます。）及び第 24 個別極度ローン（平成 21 年 11 月 19 日付極度ローン基本契約（以下「本極度ローン基本契約」といいます。）に基づき締結した平成 21 年 11 月 19 日付極度ローン個別契約（その後の変更を含みます。）に基づく借入れ（以下「第 24 個別極度ローン」といいます。）にかかる各契約上、本投資法人は、「投資法人 LTV」（※）が 60%を上回った場合、6 ヶ月以内にこれを解消する義務（以下、「本件解消義務」といいます。）を負っておりますが、本投資法人の平成 22 年 6 月中間期末時点（平成 22 年 6 月 30 日）における投資法人 LTV は 60%を上回っておりました（平成 22 年 6 月中間期末時点投資法人 LTV : 60.49%）。

本投資法人はかかる状態を解消すべく、保有物件の売却活動を継続しておりましたが成約に至らず、平成 22 年 12 月期末時点（平成 22 年 12 月 31 日）においてこれを解消することができなかった可能性があり、これにより、本タームローン及び第 24 個別極度ローンについて、本件解消義務違反による期限の利益喪失事由が発生している可能性があります。期限の利益喪失事由の発生の有無は、本年 2 月下旬頃に予定している本投資法人の平成 22 年 12 月期決算の確定により判明いたします。なお、本タームローン及び第 24 個別極度ローンの内容につきましては、平成 22 年 12 月 28 日付「既存借入金の条件変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

※「投資法人 LTV」は、各契約上、各決算期に係る本投資法人の貸借対照表上総負債として記載された金額を、総資産として記載された金額で除することにより算出される数値と定義されています。

上記の期限の利益喪失事由が発生した場合、各ローンのエージェントが多数貸付人の意思に基づき本投資法人に対し書面により通知を行うことにより、本投資法人は本タームローン契約及び本極度ローン基本契約（第 24 個別極度ローンを含みます。）上の一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済する義務を負っています。

また、本投資法人が、本件解消義務に違反していた場合において、20 営業日以内に本タームローン契約及び本極度ローン基本契約の全ての貸付人から本件解消義務の履行の猶予を受けることができなかった場合には、本投資法人の他の借入金であるタームローン D 号においても、多数貸付人の指示に従った貸付人の請求による期限の利益喪失事由に該当することとなります。タームローン D 号の内容につきましては、平成 22 年 12 月 28 日付「既存借入金の条件変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

本投資法人は、本タームローン、第 24 個別極度ローン及びタームローン D 号の貸付人に対し、期限の利益喪失の猶予を承諾頂けるよう交渉する所存でございます。

また、これに関連して、引き続き保有物件の売却活動等を通じて、早期に投資法人 LTV の改善を図るべく努力してまいります。

なお、改めてお知らせすべき事象が生じた場合は、速やかに開示いたします。

以上

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invincible-inv.co.jp/>